

介護保険料の賦課誤りについて

長寿支援課

1 概要

介護保険料の賦課更正ができない時期（納期の翌日から起算して2年経過後）に介護保険料を変更したことにより、次のような賦課誤りが発生した。

徴収誤り 122 件（121 名） 2,585,125 円

還付誤り 41 件（41 名） 1,033,389 円

処理年度 (計算対象年度)	徴収誤り 件数	徴収誤り 金額 (円)	還付誤り 件数	還付誤り 金額 (円)
H29 (H27)	34	688,890	8	213,036
H30 (H28)	20	327,348	7	165,696
R 1 (H29)	34	789,666	11	321,141
R 2 (H30)	23	485,796	11	248,412
R 3 (R 1)	11	293,425	4	85,104
合計	122 (121 名)	2,585,125	41 (41 名)	1,033,389

2 経過

被保険者の介護保険資格得喪状況、本人や世帯員の市町村民税課税状況及び所得状況、その他の異動を反映させて保険料額を決定・変更する処理をした際、システム委託先の介護保険システム担当者から2年度前の過年度更正について、本来遡及更正すべきではない方が対象者となっているとの指摘があった。対象者データの提供を依頼し、その後の調査により対象者、対象金額等の全容を把握した。

3 発生原因等

[状況]

- ・平成27年4月の介護保険法改正（第200条の2新設）により、「平成27年度以降の第1号被保険者の保険料は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後は賦課更正することができない」とされた。
- ・ところが、担当内で改正内容を正確に共有できておらず、最初の保険料の納期翌日から起算して2年を経過した日以後において所得を更正するなどの、賦課更正を行っていたため。

[原因]

- ・係内で、法改正の内容及び取扱いの確認、共有ができていなかった。
- ・法改正時期と時効に係る事務処理の時期にタイムラグがあり、適切な時期に事務処理の方針が共有されていなかったことより、2年後の時効に係る事務処理の際に法改正内容を反映する機会を逸した。
- ・システム委託業者との間で、マニュアルに沿った運用について正しく共有できていなかった。
- ・異動による賦課担当の業務引継の経過において、職員作成の引継書による引継ぎが中心となり、システムのマニュアルに基づく業務内容の確認・点検を行うことができなかった。

4 対応

介護保険法第200条の2の規定では、保険料の賦課決定について期間が2年間とされているため、今回の誤りが判明した対象については更正することができない。

しかしながら、市の保険料賦課処理の誤りが原因のため、国家賠償法の規定により増額の賦課決定を職権により取り消し、還付する。還付誤りについては、介護保険法の規定の2年を経過していること、対象者が不利益を被ることから減額の賦課決定は取り消さないこととし、追加徴収は行わない。

(1) 個別の対応

ア 過大に賦課し、納付された方への対応について

対象者宛ての通知によりお詫びするとともに、口座振込依頼書の提出をお願いする。

イ 周知・マスコミ対応等

(ア) 記者会見の開催

(イ) 市ウェブサイトへの掲載

※対象者へは通知にてお知らせすることを周知し、還付金詐欺への注意喚起をする。

ウ その他

対象者からの依頼書の提出に基づき、順次還付処理を行い、今年度の保険料歳出還付予算残額が不足する場合は、専決補正にて対応する。

(2) 再発防止策

〔現状〕

- ・令和4年1月より介護保険を含む基幹システムの入替えを行っており、従来の業務内容について見直しが行われている。本事案以外は業務内容の誤りは確認されていない。
- ・新基幹システムとなり、現在の事務処理は介護保険システム全体を通してシステムマニュアルを確認し、不明な点についてはシステム担当者へ確認しながら行っているため、この業務遂行の方法を継続していく。

【対策】

- ・介護保険法改正内容を担当内で正確に共有する。
- ・業務担当者を正副担当制とし、介護保険法改正の内容及び事務処理変更にも複数で確認する。
- ・法改正など業務内容の変更が生じる場合は、委託システム業者との情報共有及び市から委託システム業者への業務手順の確認を厳格に行う。
- ・特に担当者が異動した場合は、法令、業務手順及びシステムのマニュアルを正確に引き継ぐ。

5 参考

本案件と同様の事例があった他の自治体での対応を確認したところ、いずれの市も同様な対応で処理したことを確認した。